

# 令和6年度

## 柏市立光ヶ丘中学校PTA総会

とき：令和6年4月24日(水) 14:10~

ところ：柏市立光ヶ丘中学校 体育館

### 総会次第

1. 資格確認
2. 開会の言葉
3. PTA会長挨拶
4. 校長挨拶
5. 議長選出並びに書記任命
6. 報告
  - (1) 令和 5年度一般経過報告
  - (2) 令和 5年度会計決算及び監査報告
7. 議事
  - (1) 令和 5年度一般経過報告・会計決算報告承認の件
  - (2) 令和 6年度運営方針・活動計画案
  - (3) 令和 6年度会計予算案
  - (4) 新役員選出について
  - (5) その他
8. 新旧役員の紹介
9. 閉会の言葉

## 令和5年度一般経過報告

令和3年度から見直しを始めた光中 PTA 活動は、令和4年度に会員登録意思確認スタート、役員活動の見直し実施とそれら変更に伴う会則改正へと続き、令和5年度は、新たな会則のもとでの始動となりました。

昨年度ボランティア制で実施した校外パトロールを引き続き行う予定でした。しかし、パトロール結果のフィードバック体制を整えられず、今年度は実施にいたりませんでした。大きな事故もなく1年を終えることができているのは、先生方や保護者の皆さまの声掛けや見守りのおかげではないかと思えます。少年補導委員からのお声掛けがあり、本部役員が夏祭りのパトロール活動に参加しました。補導委員の方や先生方と一緒に、祭りを楽しむ子どもたちの姿を見ながら、どのような視点で子どもたちへの見守り活動が行われているかを体験することができました。制服リサイクル活動は、在庫制服数とサイズの都合で、夏休み明けの開催は見送り、林間学校前と新入生保護者会の2回開催となりました。

コロナ感染症が5類に移行し、学校行事の観覧、コミュニティスクール主催の講演会開催など、保護者が来校する機会も増え、PTAが進行の手伝いや費用提供の形で協力しました。

ボランティア活動として、2学期に体育祭のパトロール、3学期に体育館脇避難経路の雑草などの除去作業を行いました。それぞれご参加くださった皆さまに改めて感謝申し上げます。体育祭パトロールはボランティア応募人数が昨年度の半数以下でした。そのため、パトロールの時間帯や回数を減らして実施、募集方法やパトロール内容は今後の懸案事項となりました。避難経路の雑草除去作業も少人数での活動でした。活動の成果は広報誌などで報告予定です。ボランティアへの参加促進には課題が残りますが、子どもたちへの応援の気持ちが、会員の皆さまの積極的な活動参加につながるよう、今年度以降も検討を続けてまいります。今後ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、主な活動内容は別載の通りです。

# 令和5年度年間活動報告

月	活動内容	
	本部	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査</li> <li>・保護者名札作成</li> <li>・PTA 総会</li> </ul>	
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回本部会</li> <li>・制服リサイクル開催</li> <li>・第2回本部会</li> </ul>	
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回本部会</li> <li>・第1回運営委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・練習試合【バレーボールサークル】</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌「光ヶ丘」発行</li> <li>・第4回本部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南柏祭りパトロール【校外部】</li> <li>・柏市 PTA バレーボール大会出場 【バレーボールサークル】</li> </ul>
8		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回本部会</li> <li>・体育祭ボランティア活動</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校則検討委員会参加</li> <li>・会計中間監査</li> <li>・体育祭ボランティア振り返り茶話会</li> <li>・市 P 研究協議会参加</li> <li>・来年度 PTA 役員募集開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育祭パトロール【ボランティア】</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回本部会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親善試合【バレーボールサークル】</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回運営委員会</li> <li>・第7回本部会</li> <li>・会計予算案見直し・作成</li> </ul>	
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回運営委員会</li> <li>・制服リサイクル開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同引退試合【バレーボールサークル】 光小・光中合同チーム、酒井根小、酒井根東小、酒井根西小の計5校4チームにて試合を開催</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第8回本部会</li> <li>・体育館裏の草刈り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館裏の草刈り【ボランティア】</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第9回本部会</li> <li>・卒業祝い記念品贈呈</li> <li>・給食監査</li> </ul>	

# 令和5年度 P T A会計決算報告

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## <一般会計>

### 収入の部

(単位：円)

項 目	本年度予算額	決 算 額	差 額	備 考
前年度繰越金	610,812	610,812	0	前年度より繰越
保護者会員費	1,209,600	1,189,800	▲ 19,800	300円/世帯×9ヶ月
教職員会員費	63,000	91,800	28,800	300円/人×9ヶ月
雑 収 入	10	4	▲ 6	預金利息
合 計 額	1,883,422	1,892,416	8,994	

### 支出の部

項 目	本年度予算額	決 算 額	差 額	備 考	
運 営 費	会 議 費	0	0	0	
	研 修 出 張 費	15,000	3,528	11,472	PTA対外活動交通費
	事 務 連 絡 費	15,500	11,000	4,500	通信費・コピー代など
	慶 弔 費	60,000	36,273	23,727	
	負 担 金	80,000	68,250	11,750	県市P連負担金
	備 品 費	30,000	0	30,000	PTA用備品
	事 務 費	50,000	25,916	24,084	PTA事務用品 印刷用インク代など
	雑 費	7,000	10,291	▲ 3,291	手数料
	小 計	257,500	155,258	102,242	
活 動 費	校 外 部 費	3,000	0	3,000	
	指 名 委 員 会 費	7,500	0	7,500	
	本 部 費	200,000	108,258	91,742	PTA全体活動 (市P連バレーボール参加費・PTA主催講演会補助他)
	サークル活動費	15,000	14,961	39	バレーボール
	全校駅伝補助費	150,000	150,000	0	東葛駅伝大会補助
	生徒活動援助費	300,000	237,360	62,640	部活動に関わる補助 (各部補助/部員×300円・各部大会補助)
	環境整備費	50,000	38,990	11,010	空気清浄機フィルター
	卒業記念品費	70,000	66,800	3,200	瓦せんべい
	P T A 会 員 保 険	50,000	40,986	9,014	PTA傷害保険
	災 害 整 備 費	130,000	83,106	46,894	非常食購入費 (新入生と教職員のレトルトご飯+カレー1食分)
	周 年 行 事 費	0	0	0	
小 計	975,500	740,461	235,039		
積 立 金	備 品 積 立 金	100,000	100,000	0	<特別会計>備品積立金へ
	災害整備費積立金	100,000	100,000	0	<特別会計>災害整備積立金へ
	周年行事積立金	100,000	100,000	0	<特別会計>周年行事積立金へ
	小 計	300,000	300,000	300,000	
予 備 費	296,100	300,960	▲ 4,860	卒業生DVD発送費/卒業生用DVD追加支払	
合 計 額	1,829,100	1,496,679	332,421		

## <特別会計>

### 積立金の部

項 目	当初残高	収 入 額	預 金 利 息	支 出	備 考	次年度繰越金
備 品 積 立 金	551,185	100,000	4	0		651,189
災害整備費積立金	596,342	100,000	4	0		696,346
周年行事積立金	810,380	100,000	7	0		910,387

# 令和5年度PTA会計監査報告

令和5年度 柏市立光ヶ丘中学校PTAの会計監査につき、  
下記のとおり報告いたします。

## 記

1. 日 時 令和6年4月9日 (火)  
午前9時00分～
2. 場 所 PTA会議室

柏市立光ヶ丘中学校PTA会計監査の結果、帳簿・伝票・  
その他関係帳簿は 適正に処理されていることを認めます。

令和 6 年 4 月 9 日

会計監査

白倉 佳代子 

有賀 佐和 

田村 理江 

# 令和6年度運営方針・活動計画(案)

## 1. 運営基本方針

- (1) 学校の教育活動を支援することを目的とし、PTA活動を通して会員相互の理解・親睦を深める。
- (2) 生徒を取り巻く校内の環境整備、校外の安全確保、家庭教育力の向上を図り、学校とその周辺地域社会の環境改善に努める。
- (3) 上記の方針を具体化するため、奉仕の精神で、各種PTA活動をはじめ、ボランティア活動も行う。そして、学校・保護者・地域がしっかりとスクラムを組んで、生徒の健全な育成を図っていく。
- (4) 上記3項目を基本とし、状況に応じた柔軟で無理のない運営を行う。

## 2. 会費

令和6年度の会費は9ヶ月分とする。(学期ごとに、3ヶ月分を集金)

## 3. 活動計画

### (1) 役員活動

#### ◎本部

- ・PTA総会          ・役員会          ・学校行事への協力
- ・県P連、市P連関係行事参加
- ・青少協、青少補関係会議及び行事参加      等

〔 \*県P連=千葉県 PTA 連絡協議会      \*市P連=柏市 PTA 連絡協議会  
\*青少協=光ヶ丘地区青少年健全育成推進協議会  
\*青少補=少年補導委員協議会・青少年相談委員 〕

#### ◎校外部

- ・校外の生活指導      等

#### ◎指名委員

- ・本部役員選出、選考

(2) 年間活動計画

	活動内容
1 学期	<ul style="list-style-type: none"><li>・会計監査</li><li>・PTA 総会</li><li>・運営委員会</li><li>・非常食購入</li><li>・広報誌作成</li><li>・制服リユース</li></ul>
2 学期	<ul style="list-style-type: none"><li>・体育祭ボランティア</li><li>・会計中間監査</li><li>・制服リユース</li><li>・予算会議</li></ul>
3 学期	<ul style="list-style-type: none"><li>・新入生向け制服リユース</li><li>・卒業記念品贈呈</li><li>・辞校式花束贈呈</li><li>・給食監査</li></ul>

- ・本部会・校外部会は必要に応じて開催
- ・校外部パトロールについては検討中
- ・年間を通してボランティアを募集する

# 令和6年度 PTA会計予算(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## <一般会計>

### 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	備考
前年度繰越金	332,420	前年度より繰越
保護者会員費	1,188,000	今年度は、9ヵ月分×300円/年として集金(345世帯)
教職員会員費	91,800	今年度は、9ヶ月分×300円/年として集金(34名分)
雑収入	10	預金利息
<b>合計額</b>	<b>1,612,230</b>	

### 支出の部

項目	予算額	備考	
運 営 費	研修出張費	15,000	PTA対外活動交通費
	事務連絡費	15,500	通信費・コピー代
	慶弔費	60,000	会員の慶弔・転出教職員の饞別
	負担金	80,000	県市P連負担金、少年補導センター会費など
	備品費	15,000	PTA用備品 Pバレー部ユニフォーム(貸出用) など
	事務費	30,000	PTA事務用品 印刷インク代など
	雑費	7,000	切手・手数料
<b>小計</b>	<b>222,500</b>		
活 動 費	本部費	50,000	PTA全体活動(体育祭PTA競技用品、校外活動費)
	広報費	100,000	広報誌作成費
	ボランティア費	10,000	運動会・草取りボランティア
	サークル活動費	20,000	バレーボール大会参加費・備品費
	全校駆伝補助費	150,000	大会費補助他
	生徒活動援助費	300,000	部活動に関わる補助(各部補助【部員+顧問数×300円】 各部大会補助・応援に関わる支出)
	環境整備費	50,000	教育・生活環境の整備補助 フィルター3種セット×10台分交換(R6年-8年予定)
	卒業記念品費	70,000	瓦せんべい 予算350円/人
	PTA会員保険	50,000	PTA傷害保険
	災害整備費	100,000	非常食：新入生+教職員
	周年行事費	0	
<b>小計</b>	<b>900,000</b>		
積 立 金	備品積立金	100,000	
	災害整備費積立金	100,000	
	周年行事積立金	100,000	
	<b>小計</b>	<b>300,000</b>	
<b>予備費</b>	<b>189,730</b>		
<b>合計</b>	<b>1,612,230</b>		
<b>差引残高</b>			

## <特別会計>

### 積立金の部

令和6年度

項目	当初残高
備品積立金	651,189
災害整備費積立金	696,346
周年行事積立金	910,387

# 柏市立光ヶ丘中学校 PTA 会則

## 第 1 章 名称および事務局

第1条 本会は柏市立光ヶ丘中学校 PTA と称し、事務局を光ヶ丘中学校（柏市光ヶ丘 4-23-1）におく。

## 第 2 章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、光ヶ丘中学校の振興を図り、生徒の福祉を増進することを目的とする。

## 第 3 章 活動および主旨

第3条 本会はその目的達成のために家庭と学校の緊密な連絡のもとに次のような活動をする。

- (1) 生徒の教育環境をととのえる。
- (2) 生活環境をととのえる。
- (3) 生徒の校外活動を指導する。
- (4) 会員相互の理解を深め、向上をはかる。
- (5) この地域の社会教育の振興を助ける。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は次の主旨に則り前条の活動をする。

- (1) 教育を本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
- (2) 特定の政党、宗教にかたよらない。
- (3) 営利のみを目的とする行為はしない。
- (4) 学校の人事、管理に干渉しない。

## 第 4 章 会員

第5条 本会は次の会員で組織される。

- (1) 本校の生徒の父母、またはそれに代わる人（以下 保護者 という）
- (2) 本校の教職員

第6条

1. 会員は本会の趣旨に賛同する光ヶ丘中学校の保護者と教職員とにより構成され、そのすべてに平等の権利を有し、義務を負う。
2. 会員の入退会は、別に定める細則に従って行うものとする。

第7条 会員は、会費を納めるものとする。ただし、特別な事情がある会員に対しては、会長、副会長、学校側において協議をし、会費を減免することができる。

## 第 5 章 役員

第8条 （役員）本会に次の役員をおく。

## 1. 本部役員

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 書記 3名（内1名 教務主任）
- ④ 会計 3名（内1名 教頭もしくは副校長）

## 2. ⑤ 準本部役員 若干名

## 3. ⑥ 会計監査 3名

第9条 （選出）役員は、別に定める細則にしたがい候補者を選出する。候補者は総会の承認を得て、正式に決定されるものとする。

## 第10条 （任期）

- 1. 会長・副会長・書記・会計および会計監査の任期为2年、準本部役員の任期为1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2. やむを得ない事情が生じた場合は、任期途中の退任・新任を認める。
- 3. 前項の決定については、運営委員会で検討、決定するものとする。

## 第11条 （任務）

### 1. 会長

- (1) 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 柏市 PTA 連絡協議会運営委員を兼任する。ただし、会長が兼任できない場合は他の役員がその任にあたる。（光中→光小→中原小の順で持ち回り、3年に1度担当する）
- (3) 柏市 PTA 連絡協議会運営委員会に出席できない場合は、他の役員が代理出席する。

### 2. 副会長

- (1) 会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代行する。
- (2) 本会の活動が円滑に行われるよう、学校との連絡を取ることなど、全体の調整を行う。

### 3. 書記

- (1) 総会および運営委員会の開催準備、ならびに議事の記録、本会活動に関する重要事項の記録、関係文書の作成、配布、保管にあたる。
- (2) 作成文書には、広報誌も含まれる。

### 4. 会計

総会が決定した予算に基づきいっさいの会計事務を行い、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他、本会の財務管理にあたる。

### 5. 準本部役員

- (1) 本部役員の任務を補佐する。
- (2) 必要に応じて本部会に参加する。

### 6. 会計監査

年度末に本会の経理を整理し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じて臨時に会計の監査を行うことができる。

## 第 6 章 経 理

第12条 本会の経費は、会員およびその他の収入によって支払われる。

会費は、一世帯月額 300 円とする。

第13条 本会の経理は、総会で議決された予算に基づいて行われる。

第14条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第 7 章 機 関

第16条 本会に次の機関をおく。

総会 運営委員会 本部会 部会

第17条 (総会)

### 1. 構成員

本会の全会員をもって構成する。

### 2. 決議事項

- (1) 役員の選出
- (2) 年度決算の承認
- (3) 年度予算の決議
- (4) 会則の改廃
- (5) その他の重要事項の審議ならびに議決

### 3. 開催

- (1) 定期総会と臨時総会の二つとして、会長がこれを招集する。
- (2) 定期総会は毎年4月に開く。
- (3) 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開く。

### 4. 会の成立と議決会員の4分の1以上(ただし委任状を含む)の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の時は議長が決する。

第18条 (運営委員会)

1. 会長、副会長、書記、会計、および、校長、教頭、教務主任をもって構成する。
2. 総会の議案、議決の告示、その他本会の活動に必要なと思われる事項について協議する。
3. 総会の決定に基づき、一般の会務および緊急事項について協議する。
4. 年度初めと終わりに開催する。その他は必要に応じて随時開催とする。

第19条 (本部会)

1. 会長、副会長、書記、会計をもって構成する。必要に応じて、準本部役員も参加できる。
2. 本会の活動を行うために必要な事項を協議し、決定する。
3. 運営委員会の準備会議を行う。
4. 必要に応じて随時開催とする。

第20条 (部会)

1. 本会に校外部を設け、生徒の校外指導に関わる活動を行う。

校外部の部員は会員より募り、本部と連携して活動を行う。

2. その他、本会の活動に必要な場合は、運営委員会の決議を経て新たな部会や委員会を設けることができる。
3. 部会は部長、副部長を互選する。
4. 必要に応じて随時開催とする。

## 第 8 章 付 則

第21条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り、運営委員会の議決を経て定める。

第22条 この会則は総会出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することはできない。

第23条 この会則は昭和42年4月26日より施行する。

昭和47年	5月18日	一部改正	
昭和59年	4月21日	一部改正	
昭和60年	4月27日	一部改正	
平成元年	4月22日	一部改正	
平成4年	4月18日	一部改正	
平成7年	4月15日	一部改正	
平成14年	4月19日	一部改正	
平成19年	4月20日	一部改正	
平成20年	4月19日	一部改正	
平成21年	4月18日	一部改正	
平成24年	4月21日	一部改正	平成24年度より施行
平成25年	4月20日	一部改正	平成25年度より施行
平成26年	4月19日	一部改正	平成26年度より施行
平成27年	4月25日	一部改正	平成27年度より施行
平成28年	4月18日	一部改正	平成28年度より施行
平成30年	4月23日	一部改正	平成30年度より施行
令和3年	5月15日	一部改正	令和3年度より施行
令和4年	4月21日	一部改正	令和4年度より施行
令和5年	1月23日	一部改正	令和5年度より施行

## PTA 会員の入会・退会に関する細則

第1条 この細則は PTA 会則第6条2項に基づき、PTA 会員の入退会の手続きについて定める。

第2条 (入会の意味確認)

1. 子どもの入学時に保護者に意思確認を行い、それを登録する。登録内容は、その子どもが光ヶ丘中学校在籍中、保管される。
2. 保護者の意思確認ができない場合は、その世帯は非会員とする。

第3条 (登録内容の変更)

途中入会および退会希望は随時受付、登録内容に反映させる。

登録変更後の会費に関しては、次の集金日から反映され、登録月数に応じた集金や返金は行わない。

第4条 (転出・転入)

1. 会員が転出した場合は、手続することなく、転出日をもって退会とする。  
登録月数に応じた会費の清算は行わない。
2. 転入の場合は、転入時に入会の意味確認を行い、それを登録する。  
入会した場合の会費の集金については、登録後の次の集金日から反映される。

## PTA 役員選出に関する細則

第1条 この会則は PTA 会則第9条に基づき、PTA 役員選出に必要な事項を定める。

第2条 本部役員、準本部役員は指名委員を設け選考する。指名委員は広く会員に募り、10名以内で構成する。必要に応じて相談役を置くことができる。

第3条 指名委員会は指名委員互選により正副委員長を各1名選出する。

第4条 指名委員会は次のことを行う。

1. 役員立候補者の受付ならびに推薦。
2. 候補者について総会に上程する。

第5条 指名委員の任期は委員会の結成されたときから、総会において新役員が承認されるまでとする。

第6条 この細則を昭和57年1月14日より実施する。

昭和61年	2月4日	一部改正	
平成7年	3月9日	一部改正	
平成16年	12月2日	一部改正	
平成18年	2月2日	一部改正	
平成20年	2月6日	一部改正	平成20年度より実施
平成26年	4月19日	一部改正	平成26年度より実施
平成27年	12月7日	一部改正	平成28年度より実施

令和 4年 4月21日 一部改正 令和4年度より実施

令和 5年 1月23日 一部改正 令和5年度より実施

## 補導委員の運営委員会出席に関する細則

PTAより推薦された柏市青少年補導委員は運営委員会に任意に出席し、補導上の情報交換にあたる。

## PTA慶弔に関する細則

第1条 この細則はPTA会則第21条に基づき、運営委員会の議決を経て定めるものである。

第2条 この細則は原則として会員およびその家族を対象とする。

第3条 柏市立光ヶ丘中学校に在籍する教職員で、転退職があった場合は感謝の意を表すために一律の金額の花束を贈る。特に事情のある場合は運営委員会の議決を経て執行することができる。

第4条 この会の凶事(死亡)の場合は次によって弔意を表する。

(1) 本校生徒の場合は香典として10,000円をおくる。

(2) 父母またはこれに代わる保護者の会員の場合は香典として10,000円をおくる。

(3) 本校教職員の場合は役員議決を経て執行する。

(4) 本校教職員の配偶者およびその子女ならびに本人の両親の場合は香典として5,000円をおくる。

第5条 会員の不慮の災害については運営委員会の議決を経て執行する。

ただし緊急を要する場合は会長が措置する。

第6条 該当者からの返礼は行わないものとする。

第7条 慶弔の意を表すにあたっては役員代表が行う。

第8条 この細則によりがたい場合は運営委員会の議決を経て執行する。

第9条 この細則は昭和61年3月4日より実施する。

平成17年 1月13日 一部改正

平成19年12月 5日 一部改正

平成20年 2月 6日 一部改正 平成20年 2月6日より実施

# PTA 組織図

本校 PTA は下図のように、総会、運営委員会、本部会の機関をおく。

本校 PTA 会員は本校の教職員や保護者であるとともに、『光ヶ丘中学区』を中心とする地域住民の一員であるということで両者を合わせて組織が構成されている。

